

貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	12,035,639	流動負債	8,936,795
現金及び預金	6,347,420	買掛金	1,390,887
売掛金	942,166	短期借入金	1,200,000
商品及び製品	1,908,434	1年内返済予定の長期借入金	732,000
仕掛品	1,707,430	未払金	356,838
原材料及び貯蔵品	972,497	設備未払金	166,451
前渡金	82,755	未払費用	170,420
前払費用	58,401	未払法人税等	3,575,666
その他	16,532	未払消費税	944,650
固定資産	8,232,448	返金負債	25,586
有形固定資産	3,683,201	契約負債	132,142
建物	1,004,239	預り金	92,828
構築物	3,608	賞与引当金	141,028
機械及び装置	1,118,685	役員賞与引当金	8,294
車両運搬具	82,906	固定負債	3,974,987
工具、器具及び備品	617,194	長期借入金	2,968,000
土地	1,734,634	繰延税金負債	867,345
建設仮勘定	218,492	退職給付引当金	127,641
減価償却累計額及び	△1,096,559	資産除去債務	12,000
減損損失累計額		負債合計	12,911,782
無形固定資産	4,137,738	(純資産の部)	
特許権	3,916	株主資本	7,352,203
ソフトウェア	57,821	資本金	100,000
顧客関連資産	3,180,800	資本剰余金	2,783,300
技術関連資産	895,200	資本準備金	25,000
投資その他の資産	411,508	その他資本剰余金	2,758,300
投資有価証券	386,988	利益剰余金	4,468,903
関係会社株式	2,374	その他利益剰余金	4,468,903
出資金	20	繰越利益剰余金	4,468,903
破産更生債権等	77,351	評価・換算差額等	△3,898
長期前払費用	366	その他有価証券評価差額金	△3,898
その他	71,759	新株予約権	8,000
貸倒引当金	△127,350	純資産合計	7,356,305
資産合計	20,268,087	負債・純資産合計	20,268,087

(注)金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 関係会社株式 移動平均法による原価法

② その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

③ 棚卸資産

・製品、商品、原材料、仕掛品 総平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 7年～31年

機械及び装置 4年～10年

② 無形固定資産 定額法によっております。

なお、主な償却年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用） 5年

顧客関連資産 20年

技術関連資産 15年

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職金規程に基づく期末要支給額を算定し計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、体外診断用医薬品の販売を行っており、製品の引渡時点において当該製品に対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡時点で収益を認識しております。ただし、製品の国内販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常である場合には出荷時に収益を認識しております。

また、収益は顧客との販売契約における対価からリベートや値引き、返品等を控除した金額で算定しております。顧客との契約における対価に変動対価が含まれている場合には、変動対価に関する不確実性が事後

的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、取引価額に含めております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

II. 貸借対照表に関する注記

該当事項はありません。

III. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	350,013千円
賞与引当金	47,780千円
貸倒引当金	43,146千円
返金負債	8,668千円
退職給付引当金	43,244千円
棚卸資産評価損	95,121千円
投資有価証券評価損	80,081千円
関係会社株式評価損	76,950千円
減損損失	4,611千円
その他	66,546千円
繰延税金資産小計	816,165千円
評価性引当額	△202,988千円
繰延税金資産合計	613,176千円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△98,080千円
顧客関連資産	△1,077,655千円
技術関連資産	△303,293千円
その他	△1,493千円
繰延税金負債合計	△1,480,522千円
繰延税金負債の純額	△867,345千円

IV. 関連当事者との取引に関する注記

開示すべき重要な取引はありません。

V. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	73円48銭
(2) 1株当たりの当期純利益	44円81銭

VI. 重要な後発事象に関する注記

(第3回新株予約権の発行)

当社は、2022年7月15日開催の臨時株主総会決議において、会社法第236条及び第238条の規定に基づき、時価発行新株予約権信託の受託者であるコタエル信託株式会社に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議し、2022年7月22日に新株予約権の割当を行いました。

新株予約権の割当日	2022年7月22日
新株予約権の数	600,000個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	600,000株
新株予約権の発行総額	1,800,000円 (1個あたり3円)
新株予約権の行使時の払込金額	(注1)
新株予約権の行使期間	自 2027年9月1日 至 2032年7月22日
新株予約権の行使により新株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価額 299円 資本組入額 150円
新株予約権の行使の条件	(注2)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要するものとする。
新株予約権の割当対象者及び割当個数	受託者コタエル信託株式会社 600,000個 (注3)

(注) 1. 新株予約権の行使時の払込金額は次のとおりであります。

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）は付与株式数を乗じた金額とし、行使価額は296円とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲内で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

2. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

(1) 新株予約権者の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2027年6月期または2028年6月期のいずれかの事業年度において、当該各事業年度にかかる当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は連結損益計算書。以下同様）における売上高が25,000百万円、かつ、営業利益が

10,000百万円、かつ、当該事業年度にかかる損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合は連結キャッシュ・フロー計算書。以下同様）から求められるEBITDA（営業利益にキャッシュ・フロー計算書の減価償却費、のれん償却費及び無形資産償却費並びに損益計算書の受取配当金を加算した金額）が7,400百万円を超過した場合に、本新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上高・営業利益及びEBITDAの判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切でないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

(2) 新株予約権者は、本新株予約権の割当日から5年間までの期間において、当社普通株式の価額が800円（ただし（注）1で定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を超過した場合に限り、本新株予約権を行使することができる。なお、当社普通株式の価額は下記（a）から（d）に掲げる各事由が生じた場合に、判定される最新の価額とする。

- (a) 本新株予約権の目的である当社普通株式の発行等が行われた場合における当該払込金額。
- (b) 新株予約権の発行が行われた場合における当該行使価額。
- (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所に上場されていない場合、当社の普通株式の売買その他の取引が行われたときの当該取引価格。
- (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の終値。

(3) 新株予約権者は、本新株予約権の目的である当社株式が日本国内及び国外のいずれかの金融商品取引所に上場された場合または当社取締役会が認めた場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

(4) 上記（1）ないし（3）にかかわらず、新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができない。

- (a) 296円（ただし、（注）1で定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」および普通株式の株価とは異なると認められる価額である場合ならびに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。
- (b) 296円（ただし、（注）1で定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。
- (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所に上場されていない場合、296円（ただし、（注）1で定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
- (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の終値が296円（ただし、（注）1

で定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を下回る価格となったとき。

- (5) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社はまた当社の子会社もしくは関連会社の取締役、監査役、もしくは従業員または顧問もしくは業務委託先等の社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合には、この限りでない。
 - (6) 新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権は法定相続人に限り、本新株予約権を承継することができる。
 - (7) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
3. 本新株予約権は、コタエル信託株式会社を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日時点の当社役員等のうち受益者として指定された者に交付されます。

VII. 当期純損益金

当期純利益	4,480,753千円
-------	-------------

以 上